

公益社団法人 栗東青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人栗東青年会議所

(英文名 Junior Chamber International Ritto 以下「本会議所」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を滋賀県栗東市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、滋賀県栗東市及びその周辺の地域において、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (3) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (4) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (5) 経済問題の解決や住民生活の安全、安定化・活性化に努め、地域住民が安心して生活できるための調査研究提言等を行う事業
- (6) 世界情勢を踏まえつつ、国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通し、日本国の在り方と国際貢献を学び国際発展に寄与する為の事業
- (7) 会員の指導力向上を目的とする事業
- (8) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
- (9) 指導力啓発の知識並びに教養の修得と向上及び能力の開発を利する事業
- (10) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (11) その他の本会議所の目的達成に必要な事業

2. 前項の事業は、滋賀県栗東市及びその周辺の地域において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(正会員)

第8条 栗東市又はその近郊に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、年度中に40歳に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

2. すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第9条 制限年令の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(名誉会員)

第10条 本会議所に功労のある者で、理事会の決議を経て承認されたものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第11条 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認されたものを賛助会員とする。

(入会)

第12条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規程のほか、入会に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(会員の権利)

第13条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 特別会員、名誉会員及び賛助会員の権利については、理事会の決議により、別に定める。

(会員の義務)

第14条 会員は、本定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2. 正会員、特別会員及び賛助会員は入会に際して、総会において別に定める入会金を定められた期日までに納入しなければならない。
3. 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を毎年定められた期日までに納入しなければならない。

(退会)

第15条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 正会員、特別会員及び賛助会員は、前項の規程により退会しようとするときに未納の会費がある場合は、これを納入しなければならない。

(除名)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、その正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
 - (3) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (4) 各種会議及び行事の出席義務を履行しないとき。
 - (5) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規程により会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し、除名を行おうとする総会の日か1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。
3. 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第17条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 解散したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(休会)

第18条 やむを得ぬ事由により各種会議及び行事に長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。休会中の会費は免除されない。

ただし自身の出産や長期入院、それに準ずる事由による場合で、理事会に休会届を提出し理事会の承認を得た場合は事業年度の翌事業年度の会費を免除することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第19条 会員が第15条から第17条までの規程によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金または会費の返還その他いかなる請求をもすることができない。

第3章 総会

(構成)

第20条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(種類)

第21条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 毎年度1月に開催される通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年度1月、9月及び12月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事会が招集の決議をしたとき。
- (3) 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し総会の目的である事項及び

招集の理由を示して招集の請求があったとき。

3. 役員を選任するための通常総会は、毎年12月に開催するものとする。

(招集)

第23条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(決議事項)

第24条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第28条 正会員は、総会における各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第29条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。

(書面による議決権行使)

第30条 総会に出席できない正会員は、当該総会において書面によって議決権を行使できることがあらかじめ通知されたときは、通知された事項について議決権行使書面を本会議所に提出することにより議決権を行使することができる。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員等

(役員)

第32条 本会議所に、次の役員を置く。

(1)理事 10名以上25名以内

(2)監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以上5名以内を副理事長とし、理事長及び副理事長以外の1名を専務理事とする。

3. 理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第33条 役員は、総会においてこれを選任する。

2. 理事は、正会員のうちから選任する。

3. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4. 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

5. その他の役員の選任に関して必要な事項は、総会の決議によって別に定める。

(任期)

第34条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2. 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第32条に定める定数に足りなくなるときは辞任又は任期満了により退任した場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(理事の職務権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会議所の職務を執行する。

2. 理事長は、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐してその職務を執行し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその業務執行に係る職務を代行する。

4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してその職務を執行し、かつ、事務局を総括する。

5. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第37条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3. 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(監事の理事会への報告義務)

第38条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

第39条 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

2. 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

第40条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(報酬等)

第41条 役員は無報酬とする。

(役員の実任の免除)

第42条 本会議所は、法人法第111条第1項の実任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、実任の原因となった事実の内容、当該役員の実任の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(直前理事長)

第43条 本会議所には、理事会の決議により直前理事長1名を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれに当る。
3. 直前理事長の任期は、第34条1項の規定を準用する。
4. 直前理事長は、理事長経験を生かし、職務について必要な助言をする。
5. 直前理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
6. 直前理事長は、無報酬とする。

(顧問)

第44条 本会議所には、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱または選任する。
3. 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 顧問は、本会議所の活動に対して適当な指導又は助言をする。
5. 顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第45条 本会議所に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類)

第46条 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(開催)

第47条 定例理事会は、毎月1回開催する。

2. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 第39条第2項の規定により監事から招集の請求があったとき、又は同条第3項の規定により監事が

招集したとき。

- (3) 第 48 条第 2 項の規定により理事から招集の請求があったとき、又は同条第 3 項の規定により理事が招集したとき。

(招集)

第48条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
4. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事及び直前理事長に対してその通知を発しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第49条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した理事がこれに当たる。

(権限)

第50条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(定足数)

第51条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

(決議)

第52条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第53条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 例会及び委員会

(例会)

第54条 本会議所は、その目的達成に関し必要な事業遂行とその資質向上のために例会を設置する。

2. 原則として毎月1回以上例会を開く。
3. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第55条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究審議し、また実施するために委員会を設置

する。

2. 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。
3. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て選任し、委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
4. 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(基本財産)

第56条 本会議所の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、本会議所の基本財産とする。

2. 基本財産は、本会議所の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第57条 本会議所の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
3. 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第58条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、毎年度1月に開催される通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
4. 第1項各号及び前項各号の書類については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5. 本会議所は、第2項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第59条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 管理

(事務局)

第60条 本会議所は、その事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を置くことができる。
3. 事務局長は、理事長の命を受け庶務を処理する。
4. 事務局長は、理事会の決議に基づいて理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
5. 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第61条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第62条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第63条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2. 前項の変更を行った場合は、速やかに行政庁に届出なければならない。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に規定された事項に関する定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

第64条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第65条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人及び公益財団法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第66条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告)

第67条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

第68条 この定款に定めるもののほか本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は、加藤 雅也とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成29年12月14日 第17条を変更

平成30年 9月13日 第44条を変更